

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一	10 久保 拓也		12 中原 秋美
13 井上 豊		15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
	22 三澤 実	23 藤井 和人	24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
11 渡辺 健一 14 秋葉 宏之 18 追永 直哉			
21 羽田 雄一			
6. 事務局			
事務局長 吉松 智弘 主 事 野村 亮太			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和6年第5回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、21名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、24番 松下委員及び1番 安藤委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和6年4月18日に開催されました、令和6年第4回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>4月22日(月) コミュニティセンター2階大会議室におきまして、湧別町産業クラスター協議会総会、湧別町農業振興協議会総会、湧別町農業再生協議会総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>4月23日(火) 湧別町農協芭露支所において、農用地あっせん会議を開催し、これに島田委員、久保委員が出席しております。</p> <p>4月25日(木) コミュニティセンター1階第1会議室において、農用地あっせん会議を開催し、これに松田委員、千葉委員が出席しております。</p> <p>5月15日(水) 湧別町農協芭露支所において、農用地あっせん会議を開催し、これに羽田委員、追永委員が出席しております。</p> <p>本日、令和6年第5回湧別町農業委員会総会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>

議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において7件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに福島、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、福島〇〇番〇外計3筆で、地目は公簿が牧場、畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は38,890㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は松下委員、北谷委員、三澤委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>議案書4ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに北見市、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、芭露〇〇番〇で、地目は公簿が牧場で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は6,306㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は島田委員、久保委員、追永委員でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>議案書5ページをご覧ください。その3、証明願出人、所有者ともに計呂地、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、計呂地〇〇番〇外計7筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は35,493㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田委員でございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>議案書6ページをご覧ください。その4、証明願出人、所有者ともに北見市、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、計呂地〇〇番〇外計5筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は20,209㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田委員でございます。</p> <p>(別冊資料4、5ページにより位置説明)</p> <p>議案書7ページをご覧ください。その5、証明願出人、所有者ともに栄町、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、計呂地〇〇番〇で、地</p>

事務局	<p>目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は716㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田委員でございます。</p> <p>(別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>議案書8ページをご覧ください。その6、証明願出人、所有者ともに北兵村一区、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、北兵村一区〇〇番〇で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は544㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は和田委員、井上靖委員、渡辺委員でございます。</p> <p>(別冊資料7ページにより位置説明)</p> <p>議案書9ページをご覧ください。その7、証明願出人、所有者ともに富美、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが、富美〇〇番〇外計4筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は26,266㎡で、利用状況は宅地、雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は松田委員、千葉委員、安藤委員でございます。</p> <p>(別冊資料8ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
姉崎委員	はい
議 長	姉崎委員
姉崎委員	その1の〇〇〇〇の案件ですが、なぜ今頃になって証明願いが提出されるのか。もう建物は建っているのではないか。
事務局	以前、農地転用許可を出していたものですが、その時には地目変更をしておらず、建物が建ち始めた今になって地目変更登記のために証明願いが出されたものです。
議 長	他に質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の10ページをご覧下さい。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否について審議願うものです。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の11ページをご覧ください。番号1番、譲渡人が富美、〇〇〇〇さん、譲受人は富美、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが富美〇〇番〇で、面積は8,826㎡であり、贈与での所有権移転ですので譲渡価格は0円です。</p> <p>(別冊資料9ページにより位置説明)</p> <p>続いて2番、譲渡人が上湧別屯田市街地、〇〇〇〇さん、譲受人は富美、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが富美〇〇番〇で、面積は2,416㎡であり、これも贈与での所有権移転ですので譲渡価格は0円です。</p> <p>(別冊資料10ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案を朗読説明させます。</p>
事務局	<p>議案書の12ページをご覧下さい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものです。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の13ページをご覧ください。番号1番、譲渡人が錦町、〇〇〇〇さん、譲受人は錦町、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが錦町〇〇番〇で、面積は1,500㎡であり、転用目的は駐車場整備のためであり、売買による所有権移転で事業費は100万円です。</p> <p>(別冊資料11ページにより位置説明)</p> <p>続いて番号2番、貸主が旭、〇〇〇〇さん、借主は旭、〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが旭〇〇番〇の内で、面積は600㎡であり、転用目的は牛舎増築のためであり、使用貸借となります。事業費は全体で3,564万円です。</p> <p>(別冊資料11ページにより位置説明)</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されまし</p>

議 長	<p>た。</p>
事務局	<p>日程第6、議案第4号を議題とします。事務局に議案を朗読説明させます。</p> <p>議案書16ページをご覧ください。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が14件、賃借権6件が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書17ページをご覧ください。このページ1番から20ページ14番までは売買による所有権の移転であり、売主は全て北海道農業公社です。</p> <p>番号1番、所有権の移転を受ける者は、川西、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外計3筆で合計面積は31,917㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,531千円です。 (別冊資料13ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、所有権の移転を受ける者は、川西、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外4筆で合計面積は104,630㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、14,647千円です。 (別冊資料14ページにより位置説明)</p> <p>番号3番、所有権の移転を受ける者は、川西、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、川西〇〇番〇で面積は24,243㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,394千円です。 (別冊資料15ページにより位置説明)</p>

事務局

番号4番、所有権の移転を受ける者は、栄町、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外計7筆で合計面積は143,183㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、20,045千円です。

(別冊資料16、17ページにより位置説明)

番号5番、所有権の移転を受ける者は、緑町、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、川西〇〇番〇外計7筆で合計面積は107,093㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、11,780千円です。

(別冊資料18ページにより位置説明)

番号6番、所有権の移転を受ける者は、信部内、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、信部内〇〇番〇外計10筆で合計面積は111,085㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年9月25日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9,408千円です。

(別冊資料19ページにより位置説明)

番号7番、所有権の移転を受ける者は、計呂地、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地〇〇番〇外計40筆で合計面積は284,939㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、10,413千円です。

(別冊資料20ページにより位置説明)

議案書19ページをご覧ください。番号8番、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇番〇外計19筆で合計面積は76,608㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月

事務局

27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、12,521千円です。

(別冊資料21ページにより位置説明)

番号9番、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区〇〇番〇外計2筆で合計面積は43,635㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年9月25日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9,599千円です。

(別冊資料22ページにより位置説明)

議案書20ページをご覧ください。番号10番、所有権の移転を受ける者は、南兵村二区、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村二区〇〇番〇外計5筆で合計面積は31,479㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,240千円です。

(別冊資料23ページにより位置説明)

番号11番、所有権の移転を受ける者は、南兵村二区、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村二区〇〇番〇外計2筆で合計面積は58,634㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、13,192千円です。

(別冊資料24ページにより位置説明)

番号12番、所有権の移転を受ける者は、富美、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、富美〇〇番〇外計8筆で合計面積は27,243㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,647千円です。

(別冊資料25ページにより位置説明)

事務局

番号13番、所有権の移転を受ける者は、開盛、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、開盛〇〇番〇外計10筆で合計面積は37,492㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,370千円です。

(別冊資料26ページにより位置説明)

番号14番、所有権の移転を受ける者は、開盛、〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、開盛〇〇番〇外計3筆で合計面積は38,015㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期でございますが、令和6年5月21日で、対価の支払い時期につきましては、令和6年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,132千円です。

(別冊資料27ページにより位置説明)

続きまして議案書の21ページをご覧ください。賃借権です。番号1番、利用権の設定をする者は、富美、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は富美、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美〇〇番〇の内計4筆で合計面積は47,775㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑です。

利用権の期限ですが、本日、令和6年5月21日から令和15年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は167千円です。

(別冊資料28ページにより位置説明)

続きまして番号2番、こちらから継続更新となります。利用権の設定をする者は、芭露、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、〇〇〇〇さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露〇〇番〇の内計面積は26,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑です。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年5月21日から令和16年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は104千円です。

(別冊資料29ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は江別市、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、〇〇〇〇さんです。利用権

事務局

設定に係る土地の所在は、芭露〇〇番〇〇の内外計9筆で合計面積は62,790㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑です。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年5月21日から令和16年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は282千円です。

(別冊資料30ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、芭露、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、芭露〇〇番〇外計4筆で合計面積は42,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑です。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年5月21日から令和16年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は168千円です。

(別冊資料31ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、芭露、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、芭露〇〇番〇外計4筆で合計面積は10,228㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑です。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年5月21日から令和16年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は46千円です。

(別冊資料32ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は、芭露、〇〇〇〇さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、芭露〇〇番〇外計5筆で合計面積は29,987㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑です。

利用権の期限でございますが、本日、令和6年5月21日から令和16年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格134千円です。

(別冊資料33ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第4号の議案について質疑を行います。

先に〇〇ページ〇番について質疑を行います。農業委員会等に関する

<p>議 長</p>	<p>る法律第31条の議事参与の制限により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願いします。 暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから〇〇ページ〇番の採決を行います。 おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。〇〇番、〇〇委員の制限を解きます。 暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 次に〇〇ページ〇番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願いします。 暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから〇〇ページ〇番の採決を行います。 おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。〇〇番、〇〇委員の制限を解きます。 暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 次に〇〇ページ〇番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願いします。 暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから〇〇ページ〇番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。〇〇番、〇〇委員の制限を解きます。 暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 次に〇〇ページ〇番、〇番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願いします。 暫時休憩します。</p> <p>(〇〇委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 質疑ございませんか。</p>

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから〇〇ページ〇番、〇番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。〇〇番、〇〇委員の制限を解きます。 暫時休憩します。
	(〇〇委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に〇〇ページ〇番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願いします。 暫時休憩します。
	(〇〇委員退席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。 質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから〇〇ページ〇番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。〇〇番、〇〇委員の制限を解きます。 暫時休憩します。
	(〇〇委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に議案第4号の残りの議案について、質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第4号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。 総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和6年第5回湧別町農業委員会総会を閉会します。 閉 会 14時10分 この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。 議 長 署名委員 署名委員